

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

埼玉県秩父郡横瀬町

2 構造改革特別区域の名称

都心近くのいなかまち よこぜどぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

埼玉県秩父郡横瀬町の全域

4 構造改革特別区域の特性

○位置

横瀬町（以下、本町という。）は、埼玉県の西部、秩父盆地の南東部に位置し、東西約 8.2km、南北 9km、面積は 49.49 km²となる。都心から約 70 km 圏という立地にあり、東から南にかけては、比企郡ときがわ町と飯能市に、西北部は秩父市に隣接している。周囲は秩父の名峰武甲山を南に仰ぎ、東南から東方にかけて海拔 800m 前後の奥武蔵高原を形成する一方、西方は比較的低い丘陵が北方まで走り、四方を丘陵山岳で囲まれている。正丸峠を源とする横瀬川が町内を南から北へ蛇行しながら流れ、小河川をあわせて秩父市を流れる荒川に合流している。

こうした地理的環境は、水と緑に恵まれた豊かな自然環境をつくり、中山間地域ならではの心やすらぐ里山の景観を形成している。

○気候

山地に囲まれた盆地であるため、寒暖の差が比較的大きいものの、四季を通じて穏やかな気候であり、武甲山をはじめとする良質の石灰質の山から湧き出る清らかな水が米をはじめとする農作物の生育にも適している。

○人口

本町の総人口は、平成 7 年の 10,194 人をピークに減少傾向に転じ、平成 30 年 5 月現在は 8,382 人、3,347 世帯となっている。

近年の合計特殊出生率（平成 24～28 年の平均）は 1.39 となっており、人口を維持するた

めに必要とされる 2.08 には遠く及ばないものとなっている。

○産業

本町の産業別就業人口は、第 1 次産業が 149 人 (3.7%)、第 2 次産業が 1,336 人 (33.1%)、第 3 次産業が 2,547 人 (63.2%) (平成 27 年国勢調査より) となっており、第 2 次及び第 3 次産業が大勢を占める状態となっており、第 1 次産業従事者及び第 2 次産業従事者は減少傾向となっているが、反対に第 3 次産業従事者数や割合は増加傾向となっている。

第 1 次産業の農業は、本町は中山間地域に位置していることから、大規模経営農家は少なく、米や野菜などの小規模な兼業農家が大半を占めている。また、大都市に比較的近いといった立地条件から、果樹を中心とした観光農園や施設園芸も営まれてきたが、農業従事者の高齢化や後継者不足により、農家戸数の減少や遊休農地の増加が深刻な問題となってきた。同じく林業については、山林の多くがスギ、ヒノキなどの人工林であるが、安価な外材の輸入増加に伴う木材価格の下落や林業従事者の高齢化により、枝打ちや間伐などの手入れが滞るなど山林の荒廃が進んでいる。

第 2 次産業は、昭和 30 年代から武甲山の石灰石を原料とした窯業が発展し、製造品出荷額の 7 割程度を占めているが、事業所数、従業者数ともに減少傾向となっている。

○観光

本町の主要な観光資源として、四季折々の豊かな自然の中での登山・ハイキングをはじめ、さまざまな味覚狩りが楽しめる観光農園、秩父札所や史跡等の文化的な施設がある。さらに、近年では町民の庭を解放するオープンガーデンや厳冬期にオープンする「あしがくぼの氷柱」、かつての姿を取り戻した「寺坂棚田」などの、町民や地域が主体となった行政との協働による取組みの成果も貴重な観光資源となっている。

観光入込客数は、平成 24 年に 633,000 人、平成 29 年に 734,000 人となっており、近年は増加傾向である。しかしながら、埼玉県内や東京都など近距離からの観光客が多く、結果として日帰り客が約 90%以上を占めているため、訪れた観光客の滞在時間を増加させ、町内における消費活動を促進することが重要課題となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本町の地方創生総合戦略の基本目標となっている「住みたくなる訪れたくなるまちづくり」の実現に向けた取組みとして、本町の多くの農家が生産している米と、自然が生み出す清らかな水を原料として製造する濁酒は、本町を代表する新たな魅力になる可能性があり、また、

現在実施中の田植えや稲刈り体験ツアー等と組み合わせることにより、さらなる観光客を呼び込むことが期待されるとともに、訪れてみたい町として本町のイメージを広く普及させることにつながる。

また、農家民宿や農家レストランで自ら生産した濁酒を提供することで、本町の課題である滞在時間の増加や宿泊等を生み出し、町内での消費活動の促進及び将来的には遊休農地の解消にも寄与すると考えている。

6 構造改革特別区域計画の目標

本町に訪れる方の多くが近距離からの日帰り観光客であり、町内の滞在時間や消費活動が伸びないことが課題であるが、濁酒の提供により滞在時間を増やし、町内を周遊させ、町内での消費の促進や宿泊者の増加による地域の活性化を目標とする。

また、観光等でその土地を訪れる目的は、「観光資源を見ること」、「普段できない体験をすること」、そして「その土地ならではのものを味わうこと」の3本柱と考えられる。

そのなかで、これまで本町が一番のネックとなっていた「その土地ならではのものを味わうこと」の、主要なコンテンツとして濁酒を磨きあげ、本町の魅力を高めることにより、さらなる観光誘客を図り、本町への新たな人の流れを生み出し、「訪れたいまち」さらにはその先にある「住みたいまち」となることを目指していく。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

○地域ブランドの構築

町内産の米、水を原料とした濁酒を町内で製造・提供し、本町固有の特産品として確立することは、地域の魅力を高めるとともに町民の誇りの醸成にもつながる。

○観光入込客の増加

地域由来の新たな濁酒ブランドを構築することで、本町を訪れる観光客に新たな来訪動機を創出することができる。

さらに、寺坂棚田や札所等の町内の名所や、現在も実施している田植えや稲刈り体験ツアーなどと複合的に組み合わせたり、そば等の食事と同時に濁酒を提供することで、プロモーション効果を飛躍的に拡大させることができ、交流人口の増加による経済波及効果が期待できる。

	平成29年 (実績)	平成30年 (目標)	平成34年 (目標)
観光入込客数	734,000人	740,000人	780,000人
宿泊者数	36,700人	44,000人	55,000人

	平成28年度 (実績)	平成30年度 (目標)	平成34年度 (目標)
1人あたりの町内消費額	2,300円	2,800円	3,500円

○農家民宿等の新規開設等による農家所得の向上及び遊休農地の解消

構造改革特別区域計画の認定により、濁酒の製造が農家民宿や農家レストランの魅力となり、稼げる農業として確立することで新規開業する農業者が増えることが見込まれる。さらに農家所得の向上、雇用の増加及びそれに伴う農業者数や耕作面積の増加によって遊休農地の解消も期待できる。

	現在	平成30年度 (目標)	平成34年度 (目標)
濁酒を提供する農家民宿 や農家レストラン件数 (累計)	0件	1件	3件

○地域社会の活性化

濁酒を新たな魅力として積極的に発信していくことにより、都心からわずかな距離であるにもかかわらず、豊かな自然に囲まれた魅力ある地域ということを知ってもらい、訪れてもらうきっかけとする。このことにより、移住者及び都心から近い本町ならではの二地域居住者の増加を促進し、地域コミュニティーの新たな担い手による、地域社会の活性化を図る。

8 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

(別紙)

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン（飲食店）、農家民宿など）を営む農業者（以下「特定農業者」という。）で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としたその他の醸造酒（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

埼玉県秩父郡横瀬町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、自ら生産した米又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものを原料とした濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において特定農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として濁酒を製造する場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、これまで地域住民が主体となって取り組んできた地域資源を活かした特色ある地域づくりを一段と活性化させる契機となるとともに、濁酒の製造に伴う農産物の地産地

消や農業6次産業化の推進にも波及すると考える。

また、濁酒の製造については、農家民宿や農家レストランの新規開設を促進する効果ももたらされ、農家所得を向上させる契機としても期待できる。

なお、当該特定事業により、事業主体となる特定農業者が酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。